

ケーブルプラス電話利用規約

第1条（規約の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川（以下、「当社」といいます。）は、KDDI株式会社が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下、「約款」といいます。）により提供される、「ケーブルプラス電話サービス」の設備の設置・保守および請求等を、当社の定める「ケーブルプラス電話利用規約」（以下、「本規約」といいます。）により行うものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を、当社を介してKDDI株式会社と約款に定める「ケーブルプラス電話サービス契約」（以下、「サービス契約」といいます。）を締結する者（以下、「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、「ケーブルプラス電話サービス」の提供に伴う設備の設置・保守および請求等は、変更後の本規約に基づき行われるものとします。

2. 本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し当社の定める方法によりその内容を通知します。

第3条（「ケーブルプラス電話サービス」の申し込み）

当社を介して「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けようとする者（以下、「申込者」といいます。）は、本規約の内容を承認の上、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の申し込みを行うものとします。

2. 当社は、申し込みまたは申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、前項に規定する申し込みを承諾しない場合があります。
 - （1）申込者が約款、および本規約に違反するおそれがある場合
 - （2）申し込み内容に虚偽の記載があった場合
 - （3）「ケーブルプラス電話サービス」の提供に必要な設備を設置することが著しく困難である場合
 - （4）その他、申し込みの受領が不相当であると当社が判断した場合
3. 前項の規定により、当社がサービス契約の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第4条（加入者が行うサービス契約の解約）

加入者は、サービス契約を解約しようとするときは、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の解約通知を行うものとします。

第5条（当社が行うサービス契約の解除）

当社は、第12条（「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止）の規定により、利用を停止された加入者が、なおその事実を解消しない場合は、サービス契約を解除することがあります。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、加入者が第12条（「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止）のいずれかに該当する場合に、その事実が当社またはKDDI株式会社の業務の遂行に特に著しい支障をおよぼすと認められるときは、「ケーブルプラス電話サービス」の利用停止をすることなくそのサービス契約を直ちに解除することがあります。
3. 当社は、前2項の規定によりサービス契約の解除をしようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6条（その他の提供条件）

加入者は、約款の規定により、ケーブルプラス電話接続回線の移転の請求をした場合、当社は

約款の規定に準じて取り扱うものとします。ただし、約款で定める電気通信番号の変更を伴う場合には、これを承諾しないことがあります。この場合、加入者は、約款の規定に基づき、サービス契約を解除した上で、新たに申し込むものとします。なお、加入者は、この場合のサービス契約解除および再申し込みについて、第3条（「ケーブルプラス電話サービス」の申し込み）および第4条（加入者が行うサービス契約の解約）の規定に基づき当社に通知するものとします。

第7条（設備の設置および撤去）

当社または当社の指定する業者は、加入者が「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けるのに必要となる電気通信設備（約款で規定される終端装置も含まれます。以下、「本設備」といいます。）の設置、その工事および保守等の一部を、当社所定の機器、工法などにより行うものとします。なお、終端装置（ケーブルプラス電話用宅内機器）は当社所有となります。

2. 約款の規定によりサービス契約が解除されたときは、当社または当社の指定する業者は、本設備の撤去を、当社所定の機器、工法などにより行うものとします。ただし、当社の提供する他のサービスの提供に必要な設備については、撤去しない場合があります。
3. 前項の撤去に伴い、加入者は、終端装置（ケーブルプラス電話用宅内機器）をただちに当社に返還するものとします。なお、加入者は、当社から貸与した終端装置（ケーブルプラス電話用宅内機器）を返還しない場合、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第8条（設置場所の無償使用）

本設備の設置、撤去、および保守の工事を行うために必要があるときは、当社または当社が指定する業者は、加入者の承諾を得て加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水道等を無償で使用できるものとします。この場合において、土地または建物所有者その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得おくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

第9条（設備の保守）

加入者は、「ケーブルプラス電話サービス」の利用ができないときは、約款で規定する自営端末設備または自営電気通信設備、および本設備の利用方法に問題がないことを確認の上、当社にその旨を通知するものとします。この場合、当社は必要に応じて、当社およびKDDI株式会社の設備の調査、または修理のための手配を行うものとします。

2. 約款で規定する自営端末設備または自営電気通信設備、および本設備の利用方法に起因する不具合であることが明白な場合、または当社およびKDDI株式会社の責に帰すことのできない事由による不具合の場合は、当社は第1項に規定する手配を行う責を負わないものとします。

第10条（加入者の支払い義務）

加入者は、約款の規定により、KDDI株式会社より当社が譲り受けた債権（約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に関わる債権）の額に相当する費用を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 加入者は、第7条（設備の設置および撤去）に規定する工事に要した費用を、当社に支払う義務を負うものとします。
3. 約款の規定に基づき、割増金および延滞利息が発生したときは、加入者はその費用を当社に支払う義務を負うものとします。
4. 当社が第9条（設備の保守）第1項に規定する手配を行い、設備の調査を行った結果、加入者の設備、および利用方法に起因する不具合が原因であった場合、加入者は当社に対しその調査に要した費用を支払う義務を負うものとします。
5. 第1項から第4項に規定される支払い義務は、サービス契約が解除された後も有効に存続するものとします。

第 11 条（料金等の支払期限等）

当社は、第 10 条（加入者の支払い義務）の規定により加入者が支払う義務を負う費用について、支払期限を定めて加入者に請求します。

2. 前項の規定により費用の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該費用等を支払うものとします。
3. 加入者は、第 1 項の費用等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第 12 条（「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止）

加入者が第 10 条（加入者の支払い義務）に定める費用について、前条に定める支払期限を経過してもなお支払わないとき、またはそのおそれがあるときは、当社よりその旨を KDD I 株式会社に通知することにより、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。

2. 加入者が、「ケーブルプラス電話サービス」の利用により当社または KDD I 株式会社に損害を与えた場合、またはそのおそれがある場合、もしくは本規約の規定に反する行為を行った場合は、当社より KDD I 株式会社に要請することにより、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。
3. 加入者が第 10 条（加入者の支払い義務）に定める費用について、利用状況に照らし、著しく利用が増加し、または増加するおそれがある場合は、第 11 条（料金等の支払期限等）に基づき、当社が指定する期限までに、当社の指定する方法で支払うことを定められるものとします。この場合、加入者が支払期限を経過してもなお支払わないとき、もしくはそのおそれがあるとき、または当社の指定する方法による支払い手続きへの変更を履行しなかったときは、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。
4. 前各項のほか、約款、および本規約に違反する行為を行ったとき、またはそのおそれがある場合は、当社よりその旨を KDD I 株式会社に通知することにより、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。

第 13 条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 14 条（損害賠償の特約および免責事項）

当社が、第 12 条（「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止）の規定により、KDD I 株式会社に通知、要請したことにより「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止されたこと、またはその停止の事実が解消されなかったことから約款の規定によりサービス契約が解除されたことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、「ケーブルプラス電話サービス」により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が、「ケーブルプラス電話サービス」の利用により、当社に損害を与えた場合には、当社は当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第 15 条（国内法への準拠）

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、本規約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

- (1) 第10条（加入者の支払い義務）第2項および第4項に規定する費用については、別途見積もりを行うものとします。
- (2) この規約は、2020年7月1日より施行します。

別表

品名	機器損害金（課税対象外）
ケーブルプラス電話用宅内機器（端末装置）	12,000 円/台

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。